

有限責任中間法人結婚相談業サポート協会の個人情報保護指針

第1章 目的と定義

(目的)

第1条 この個人情報保護指針(以下「本指針」という。)は、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)及び経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」その他の関係法令等に基づき、有限責任中間法人結婚相談業サポート協会(以下「MC SA」という。)が、対象事業者が行う結婚相談業における個人情報の保護と適切な取扱いの確保に関する活動を支援する指針として定める。

(適用範囲)

第2条 本指針は、結婚相談業において個人情報を取り扱うMC SAの加盟会員に適用される。
2. 前項に該当しない結婚相談業において個人情報を取り扱う者においても、個人情報を取り扱う際の基準又は個人情報保護に関する規程を策定する際の参考として本指針を用いることができる。

(定義)

第3条 この規程で用いる用語は以下の通りとする。

(1) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人データ

個人情報のうち、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(3) 保有個人データ

個人データのうち、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データ。

(4) 個人情報保護管理責任者

対象事業者の代表者が指名した者であつて、コンプライアンス・プログラムの実施および運用に関する責任と権限を持つ者。

(5) 個人情報保護実務責任者

対象事業者の各事務所において、責任と権限を持って実務を行っている者。

(6) コンプライアンス・プログラム

対象事業者で保有する個人情報を保護するための対象事業者内の仕組みすべて。

第2章 対象事業者の業務において取り扱われるお客様の個人情報と必要となる対応

(利用目的の特定、取得の制限)

第4条 個人情報の取得に当たっては、利用目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度内において行わなければならない。

2. 社会的差別を受けうる機微(センシティブ)な個人情報を本人の明示的な同意を得ずに取得、利用および提供してはならない。なお、以下の事項に関する個人情報は、原則として取り扱わないものとする。

① 思想・信条及び宗教

② 人種及び民族

③ 犯罪歴

④ 病気等の医療情報

⑤ 本籍地の都道府県以下

3. 個人データの利用および提供は、本人から同意を得た利用目的の範囲内で行わなければならない。

4. 個人情報のリスクに対して、合理的な安全対策を講じなければならない。

5. 個人データは、利用目的に応じ、必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理しなければならない。
6. 個人情報保護管理責任者は、個人情報の種類を特定し、適切に管理しなければならない。
7. 個人情報保護管理責任者は、機微情報として扱う個人情報の種類を特定し、適切に管理しなければならない。
8. 個人情報保護管理責任者は、特定した個人情報のリスクを認識しなければならない。
9. 個人情報保護管理責任者は、特定した個人情報について、利用目的ごとに管理しなければならない。
10. 個人情報保護管理責任者は、個人情報の所在を把握できるようにしなければならない。
11. 個人情報保護管理責任者は、コンプライアンス・プログラムの基本となる要素を規程に則って体系的に文書化し、従業員が容易に閲覧できるようにしなければならない。
12. 個人情報保護管理責任者は、事故発生時の対応手順を定めなければならない。
13. 個人情報保護実務責任者は、支部内において個人情報保護管理責任者の代行をしなければならない。

第3章 対象事業者がお客様に入会とサービス内容の説明に至るまで

(利用目的の通知)

第5条 お客様に入会とサービス内容の説明に至るまでに、個人情報を取得する際には、本人に以下の項目について事前に通知し、同意を取らなければならない。

- (1) 問い合わせ、開示、訂正、削除および利用停止に必要な連絡先と責任の所在。
- (2) 利用目的
- (3) 個人情報を第三者に提供を行うことが予定される場合には、その旨。
- (4) 個人情報の預託を行うことが予定される場合には、その旨。
- (5) 個人情報を与えることの任意性および当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果。
- (6) 個人情報の開示を求める権利、および開示の結果当該情報が誤っている場合に訂正または削除を要求する権利の存在、対応期間の目安、ならびに当該権利を行使するための具体的な方法。

(利用目的の変更)

第6条 変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められた範囲を超えて、利用目的を変更してはならない。

2. 本人から同意を得た利用目的以外に利用する際、事前に本人に利用目的を通知し、同意を得なければならない。

(適正な取得)

第7条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

2. 第三者から個人情報を取得した場合には、その事実を本人に通知しなければならない。

第4章 対象事業者の会員契約に際して

(契約に際する利用目的の通知または公表)

第8条 会員契約に際して、個人情報を取得するに際しては、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

(契約に際する同意取得)

第9条 本人との間で契約を締結することに伴って契約書に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示して、明示的な同意を取得しなければならない。

第5章 身上書や各種証明資料の受け入れに際して

(資料受け入れに際する利用目的の明示)

第10条 身上書や各種証明資料の受入など、取得の状況から見て利用目的が自明であると認められる場合でも、本人に利用目的を明示する。

(個人データの最新化)

第11条 個人データは、利用目的に応じて必要な範囲内において、正確かつ最新の状態に管理しなければならない。

(機微情報取得に際する同意取得)

第12条 身上書の書面において、本人の機微情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示して、同意を取得しなければならない。

第6章 内部文書等の管理について

(個人データの保管、利用)

第13条 個人データを保管および利用する際には、関係者以外のものが容易にアクセスできない措置をとらなければならない。

2. 上項を実施するために、個人情報保護管理責任者は、安全に保管および利用ができる仕組みを確保しなければならない。

3. 個人情報保護管理責任者は、保有する個人データのリスクについて、対策の実施状況を定期的に確認しなければならない。

4. 個人情報保護管理責任者は個人データの保管および利用の手順を定めなければならない。

(従業者の監督、教育)

第14条 個人情報保護管理責任者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては適切な監督を行わなければならない。

2. 個人情報保護管理責任者は、事業年度ごとに個人情報保護に関する教育研修を年1回以上実施しなければならない。

3. 個人情報保護管理責任者は、個人情報保護に関する教育研修が円滑に実施できるように体制を整備しなければならない。

(従業者によるコンプライアンス遵守)

第15条 従業者はコンプライアンス・プログラム(個人情報保護に関する取り組み全て)を遵守するとともに、事故およびコンプライアンス・プログラム違反を見つけた場合には、速やかに個人情報保護管理責任者へ報告しなければならない。

(契約に際する同意取得)

第16条 保有個人データに関しては、次に掲げる事項を本人の求めに応じて遅滞なく回答するものとする。

(1) 加盟協会の名称・住所・連絡先

(2) 保有個人データの利用目的

(3) 保有個人データの開示および利用停止の求めに応じる手続き、ならびにその手数料

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先

第7章 委託先の管理について

(委託先の管理)

第17条 個人データを委託する際には、委託先選定基準により事業者を選定し、以下の項目を含んだ契約内容をもって、保護水準を担保しなければならない。

(1) 個人データの利用の制限

(2) 個人データに関する秘密保持

- (3) 個人データの安全管理に関する事項
- (4) 個人データの再委託に関する事項
- (5) 事故時の責任分担
- (6) 契約終了時の個人データの返却および消去

2. 個人情報保護管理責任者は、上項を実施するために、委託内容ごとに委託先選定基準ならびに委託先管理手順を定め、委託先を適切に監督するものとする。

(第三者提供に際する同意取得)

第18条 取得した個人情報を第三者へ提供する際には、事前に本人に提供先、利用目的、個人データの項目および提供手段を通知し、同意を得なければならない。

ただし、以下の場合は、その限りではない。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供の範囲)

第19条 あらかじめ本人に通知された利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、第三者提供に該当しない。

2. 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合は、第三者提供に該当しない。

第8章 個人情報に関する対象事業者のお客様からの問い合わせ対応等について

(問い合わせ対応等に際する利用目的の通知)

第20条 本人から保有個人データの利用目的の通知を求められた時は、本人に対して合理的な期間内で、利用目的を通知しなければならない。

2. 利用目的を通知しない旨の決定をした時は、本人に対し、合理的な期間内で、その旨を通知しなければならない。

(問い合わせ対応等に際する保有個人データの扱い)

第21条 本人から保有個人データについて、開示、訂正、削除および利用停止の要求がある場合には、合理的な期間で応じなければならない。

2. 上項を実施するために、個人情報保護管理責任者は、本人確認方法、料金および対応の期間を含んだ手順を定めなければならない。

(問い合わせ対応等に際する保有個人データの訂正等)

第22条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

(問い合わせ対応等に際する保有個人データの利用停止)

第23条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが本人の同意を得ないで取得されているという理由、または偽りその他不正の手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行う。

2. 本人から、当該本人が識別される保有個人データが本人の同意を得ないで、もしくは個人情報保護法第23

条第1項の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止する。

(苦情対応)

第24条 個人情報保護管理責任者は、本人からの苦情および相談について対処しなければならない。

2. 個人情報保護管理責任者は、個人情報保護に関する苦情処理が円滑に行えるように体制を整備しなければならない。
3. 個人情報保護管理責任者は、苦情処理の手順を定めなければならない。

第9章 監査

(監査)

第25条 個人情報保護管理責任者は個人情報保護監査責任者を任命する。

2. 個人情報保護監査責任者は、事業年度ごとに、個人情報保護に関する監査を実施する。
3. 個人情報保護監査責任者は、監査終了後、監査報告書を作成し、速やかに連盟に報告しなければならない。
4. 個人情報保護監査責任者は、監査報告書を保管し、管理しなければならない。
5. 個人情報保護監査責任者は、監査方法および監査チェックリストについて、別途定めなければならない。

平成19年6月15日制定